平成２９年（フ）第５号
島根県江津市後地町712番地１
債務者　藤井　壽郎
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第４号
佐賀県唐津市神田2053番地　ハイツ神田Ｂ―102号
債務者　石田　由貴
１　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２２号
神戸市長田区丸山町１丁目10番４号　ロイヤル丸山404号、従前の住所神戸市長田区花山町１丁目２番54号
債務者　小泉　佑太
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３号
鹿児島県鹿屋市川西町4626番地１　レアティーダ101号
債務者　岡留　耕作
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第５号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1159番地３
県営ウッドタウン宮脇団地３号棟201号
債務者　小森　勇貴
１　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲3160番地　中の原団地Ｂ―147号
債務者　山下　弘美（旧姓糸山・中園）
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
佐賀県多久市多久町764番地１
債務者　岸川　優希
１　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
佐賀市神野西１丁目１番28号　若楠九電寮
債務者　吉本　和人
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
佐賀市神野西１丁目１番28号　若楠九電寮
債務者　吉本　香織
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
青森県平川市新屋平野95番地14、住民票上の住所青森県平川市苗生松下東田41番地２　市営住宅３棟303号
債務者　葛西このみ
１　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第６号
青森県黒石市美原町101番地２　松井アパート25号
債務者　北浦　一登
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１８９３号
名古屋市中川区戸田３丁目1910番地　プレイス戸田202号
債務者　河村　健一
１　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５号
熊本市南区川尻２丁目８番65号
債務者　冨永千代子
１　決定年月日時　平成29年２月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９３８号
愛知県東海市高横須賀町西岨33番地の４
債務者　中島　信行
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２２４号
埼玉県所沢市南住吉６番11―202号　所沢メゾン１
破産者　長内　　隆
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５４４号
埼玉県川越市大字中福768番地３
破産者　柴田　三好
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５６号
北九州市八幡西区南王子町10番２―104号
破産者　太田　辰美
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部